

開東社会保険ニュース

No. 5 9

平成 1 5 年 4 月

雇用保険制度の給付見直し

平成 1 5 年 5 月以降、退職した時の基本手当給付日数と給付率等が引き下げられることになりました。

厚生労働省では、雇用保険法の改正法案要綱を作成し今通常国会に提出、4月25日に可決され、来月5月1日からの施行となりました。
主な改正点は以下のとおりです。



基本手当日額の給付率及び上限額の引き下げ。

短時間労働者(週所定の労働時間が20時間以上30時間未満のいわゆるパートタイマー)と、それ以外の一般被保険者との基本手当の給付内容の一本化、及び再就職が困難な壮年層(35歳から44歳で被保険者であった期間が10年以上の特定受給資格者)の所定給付日数を30日間延長。

一般の離職者(自己都合・定年などによる離職者)

被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
離職時年齢	全年齢	90日			120日	150日
障害者等の 就職困難者	45歳未満	150日	300日			
	45歳以上65歳未満		360日			

特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職者)

被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
離職時年齢	30歳未満	90日	90日	120日	180日	-
	30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
	35歳以上45歳未満		180日	240日	270日	330日
	45歳以上60歳未満		150日	180日	210日	240日
	60歳以上65歳未満					

高年齢求職者給付金(離職時の年齢が、65歳以上で失業した場合に支給される一時金)の所定給付日数を引き下げ、右図の給付日数とする。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
日数	30日	50日

教育訓練給付の見直し。(当ニュースNo.57 平成15年2月号をご参照下さい。)

就職促進手当(仮称)の創設及び、再就職手当金の給付率及び上限額を引き下げ就職促進手当に統合。

高年齢雇用継続給付の支給要件の賃金低下割合を、15%を超えて低下した場合から25%を超えて低下した場合に改め、給付率を現行の25%から15%に引き下げる。(詳細はまだ決定しておりませんが、施行日以降に満60歳となった被保険者からが対象となり、すでに受給している被保険者は改正前の給付率が適用される予定とのことです。)

ホームページ <http://www.kaito-sr.com> メールアドレス info@kaito-sr.com

ご質問・ご相談は **開東社会保険労務事務所**

〒160-0023 新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 8 階

TEL 03-3369-7411/8411 FAX 03-3369-2711

Fax stop!! 次回以降のFAX送信がご迷惑の場合は大変恐れ入りますがご連絡下さい。